

「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく

医療法人松柏会 一般事業主行動計画

性別に関係なく、社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：常勤一人あたりの平均残業時間月15時間未満を目標とする。

<対策>

- 令和8年5月～ 現状での実績・現場の実態調査
- 令和10年5月～ 各部署における問題点洗い出し・改善案の募集
業務改善の実施
- 令和12年5月～ 業務改善後の実績評価

目標2：計画期間内の育児休業取得率を次の水準以上とする。

男性…取得率30%以上、 女性…80%以上

<対策>

- 令和8年5月～ 制度の案内と推進、性別を問わず職員へ利用を推進。
各部署における問題点等の聞き取り、対応検討。